

## I 神奈川の自由民権運動の特質を考える

—豪農層の秩序意識と民権主義の矛盾— 内田修道

(一)

先に「大阪事件研究会」の報告(注1)で、湘南社社員山口書輔の政府論の一節、すなわち「帝王ハ明治八年ニ立憲政ヲ立ルノ勅語ヲ布告シ、今又、明治廿三年ヲ以テ国会設立ノ勅諭アリト雖モ、之等ノ事ハ一時政府ノ窮策ニ出ル者ト云ウヘシ、政府ハ信ニ廿三年ニ国会ヲ立設スルカ、国会ナル者ハ如何ナル性質ノモノナルカ、国民ヲシテ議政ノ權ヲ掌握セシメ、政府ノ權限ヲ定ムルヲ以テ、国民ノ權力ハ以前ニ百倍シ、政府ト雖モ、国会ノ議決ヲ經サレハ一葉ノ布告モ出ス能ハスナリ、(中略)而シテ政府ハ立憲政体ノ組織ハ知ッテ去月ノ詔勅ヲ出スモノタルカ、(中略)政府ハ民権主義ノ人ヲ退クノ原因アリ、一葉ノ勅諭ノ如キハ只人民ノ氣焰ヲ消滅セントスルノ策略ナルカ、勅諭ハ官民兩權主義ノ官吏混淆ノ時ニ成レリ、目今ニ至テハ官權ノ一定ニ歸セリ、其主義ニヨッテ政略ノ針路ヲ定ムルハ至当ノ事ナリ、故ニ専制政治ノ目的ナリト勘定セリ」(注2)を引用しながら、彼ら湘南社に結集した豪農層が明治政府の性格を14年政変を契機として政変以前と以後を区別し、前者を“官民兩權主義”、後者を“官權主義”として認識したと論じた。このように述べたのは、これまでの研究史では、神奈川の民権運動の発展が、開明派官僚の援助による豪農層の地方政治への参加、他方都市知識人の啓蒙による民権思想の獲得などによって論じられているが、運動の担い手である豪農層の認識の決定的な質的変化がいかなる契機によっておきたかが検証されていないからである。この史料はそうした質的変化の恰好の素材と考えたのである。こうして、神奈川民権運動の特質を「官民兩權主義」から「民権主義」への発展と短絡的に類推した。

しかし、こうした短絡的な認識は直ちに次の史料によって打ち砕かれてしまった。まず、史料の全文を紹介しよう。(なお、下線は引用者)。

建 白 書 ※

※ 付箋

摘 要

清、我使節ノ命順ハス、談判ヲ破ルハニ至ラハ、大ニ膺懲ノ典ヲ挙ケ、我国光ヲ海外ニ耀スノ英断アラセラレ度ノ議

福井直吉、中川良知等謹テ書ヲ

元老院議長佐野常民閣下ニ上ル、某等近者竊ニ朝鮮ノ警報ヲ聞キ、誠ニ憤慨ニ堪ヘザル

者有之、因テ左ニ奉<sup>レ</sup>上書候、某等草莽ノ微臣固ヨリ今回ノ事変ヲ審カニスルヲ得ス候得共、今中外ノ報道ニ因レハ、客臘某日朝鮮京城ニ變起リ、事甚タ急ナルニ方リ、同国王親書ヲ發シ、救援ヲ我カ公使ニ請ヘルヲ以テ、我カ公使ハ友邦ノ交誼竟ニ辭スルヲ得ス、即チ兵ヲ率キテ難ニ王闕ニ赴ケリ、然ルニ清兵ノ無法ニモ我兵ニ向テ發砲シ、士官兵卒ヲ傷クル而已ナラス、又、我商估婦女ヲ擒捕シテ、之ニ醜辱ヲ加ヘ、或ハ之ヲ逆殺シ、剩ヘ我公使館ヲ破壊シ去レリト云フ、實ニ清虜ノ凶逆滔天塞地神仁ノ俱ニ憤激震怒スル所ニ候、儻シ今ニシテ政府大ニ膺懲ノ典ヲ挙クルニ非スハ我日本帝国ノ國權ヲ奈何セン、於是乎我皇特ニ勅シテ井上大使ヲ朝鮮ニ差遣シ、今回ノ事変ニ就テ談判ヲ彼レ政府ニ開カシメ給ヒタリ、昨今聞ク処ニ由レハ、井上大使ハ既ニ朝鮮京城ニ於テ彼國全權大臣ト談判ヲ開キ、其局ヲ結ヒシト、某等固ヨリ其談判ノ如何ヲ知ル可ラス候得共、惟フニ我國旗ノ辱ヲ雪キ、我國民ノ榮ヲ全フスル十全完具ノ局ヲ結ヒシヤ毫モ疑ハザル所ニ候、然レトモ今回事変ニ對シテハ韓ハ從ニシテ清ハ主ナリ、韓民ノ頑冥ナル清虜ノ使フ所トナリタルニ過キス候、然レハ韓ハ某情ニ於テ少シク恕ス可キ者アリト存候得共、清虜ノ凶逆殘戾ニ至テハ毫モ貸ス可ラスト存候、夫レ事物ノ成敗相分ル、所以ノ者ハ、何ソ勢ノ傾ク所ヲ察シ、機ノ会スル所ヲ知ルト否トニ有之候事ト奉存候、然リ而シテ今ヤ我邦ノ勢ハ那邊ニ趨向スルカヲ愚察仕候處、朝野ヲ論セス、軍民ヲ問ハス、万口一聲相奮テ曰ク、宜シク此機ニ乘シテ我兵威ヲ示シ、而シテ彼カ胆ヲ挫キ、彼カ魂ヲ褫ヒ、以テ將來ヲ懲ラス所ナカル可ラスト、於是壯者ハ身ヲ捨テ、從軍ヲ出願シ、富者ハ財ヲ抛チ、軍資ニ獻セント議シ、人心佛然、物情恟々タリ、願フニ、清虜ノ深く悔ル所アリテ、叩頭拝伏シ、其罪ヲ謝シ、速ニ我カ要求ヲ諾スレハ蓋シ國家ノ慶ナル可クトハ存候得共、清虜ノ狠復頑冥ナル、其非ヲ護シ、其曲ヲ飾リ、以テ我使臣ノ命ニ順ハサルヤモ亦未タ識ル可ラスト奉存候、如シ然ルコトアラシニハ、吾々人民タル者ハ農トナク、商トナク、鋤ヲ抛チ、劔ヲ執リ、衡ヲ捨テ、銃ヲ担ヒ、以テ國家ノ大難ニ当ルヘキハ、亦某等ノ言ヲ竣タサル儀ニ候、況ンヤ我陸海軍ノ備嚴肅ニシテ、雄艦巨砲ノ銳アリ、加之、勇將猛卒ノ在ル有ルニ於テヲヤ、若シ一旦談判破ル、ニ至テハ、彼カ罪ヲ責ムル固ヨリ難キニ非ザル儀ト奉存候、恐クハ政府モ亦此点ニ就テハ敢テ顧慮セラル、所ナキハ、固ヨリ某等ノ信シテ疑ハザル所ニ候、然リト雖トモ、若シ愈戰端ヲ開クニ至レハ千里糧ヲ饋ル師旅ノ費、實ニ莫大ナル儀ト奉存候、然ルニ今眼ヲ轉シテ国内ノ狀況ヲ顧レハ、貨殫キ、民窮シ、産ヲ破リ、家ヲ傾クルモノ數フルニ勝ユ可ラス、甚シキハ党ヲ建テ、衆ヲ聚メ債主ニ迫リ、或ハ政府ニ減租ノ請願ヲナシ、窮ヲ呼ビ、飢ヲ訴フルノ声ハ都鄙ノ間ニ塞カルノ狀況ニ候、故ニ今ヤ我國ノ財政上ヨリ觀察シ来リ候トキハ、大ニ内外其勢ノ緩急ヲ異ニスルモノアルヲ以テ、一旦大師ヲ異域ニ暴シ、對峙シテ久シキニ瀰リ候ト

キハ、国家幾ント其費ニ耐ヘスシテ、禍却テ肘腋ニ生スルノ怖レナキニ無之候得共、某等情々惟フニ、勢ヒ今日ニ至テハ最早財政ノ如何ヲ顧ミルノ秋ニ無之ト奉存候、清虜ノ無礼ヲ我ニ加フルコト畜ニ一回ニ止ラス、我人民ノ怨ヲ積ミ、忿ヲ重ヌルコト茲ニ年有リ、今復タ此凶逆殘戾ノ事ヲ行フ、我人民ノ忿怨亦何ソ限リアラン、縱令如何ナル軍資ヲ要スルニ至ルモ、日本人民タル者ハ産ヲ抛チ、家ヲ傾ケ、食ヲ減シ、衣ヲ售ルモ奮テ其負担ニ任スルハ、某等ノ断シテ疑ハサル所ニ候、且ツ夫ノ平素窮ヲ呼ヒ、飢ヲ訴フル者ト雖トモ、国家患難ノ時ニ方テハ又誰カ一身ノ飽暖ヲ思フ者有之間敷、老嫗児女ト雖トモ、猶衣ヲ典シ、簪ヲ鬻クモ以テ之レニ資ス可シト奉存候、某等不敏ト雖トモ多少ノ財産ト信用ト有スル者ニ候、若政府ニシテ一旦開戦ニ被決候上ハ、即チ鋤犁ヲ售ルモ猶奮テ其負担ニ任スルノ決心ニ有之候、然レトモ退テ熟々惟フニ、某等ノ力ハ其国家大軍ノ費ニ対シテハ、固ヨリ河海ノ涓滴九牛ノ一毫ニモ及ハザルコトハ自カラ知ル処ニ候得共、蓋シ我三千五百万余ノ人民モ亦皆某等ト其感ヲ同フスルハ固ク信シテ疑ハザル儀ニ有之候、唯タ某等茲ニ敢テ尊威ヲ冒瀆スル所以ノ者ハ、蓋シ<sup>(隋)</sup>魏ヨリ始ムルノ意ニ外ナラサル儀ニ候、嗚呼士氣既ニ奮ヒ、軍資モ亦徴スルニ足り候上ハ、政府又決テ内ニ顧ル所有之間敷ト奉存候、唯某等カ窃カニ憂懼シテ止マザル所ノモノハ、政府ガ民力ノ乏クシク、国庫ノ裕カナラザルヲ顧ミ、為ニ幾分カ廟謨ノ鋭ヲ鈍クスルコト無之哉ノ一点ニ有之候、若シ今ニシテ某等偷安姑息以テ政府ヲシテ財政ノ為ニ廟謨ノ鋭ヲ鈍クスルコトアラシメハ、某等ノ罪実ニ焉ニ如クモノ無之ト奉存候、仰キ望ムラクハ、政府此千載一遇ノ機ニ乗シ、大ニ膺懲ノ典ヲ挙ケ、逆ヲ誅シ、凶ヲ斬リ、以テ外我国光ヲ海外ニ耀シ、内人民ノ輿望ニ副フノ英断盛挙アランコトヲ某等千祈万禱ニ堪ヘサル所ニ候、某等藹藹ノ言固ヨリ国家ニ益アラザル可シト奉存候得共、一片ノ婆心措ク能ハス、聊カ以テ微衷ヲ上陳仕候事、如此ニ御座候、頓首百拜

明治十八年二月

神奈川県大住郡小嶺村 福井 直吉◎  
 同郡南金目村 宮田 寅次郎  
 同郡 長尾 智禅郎  
 同郡広川村 池田 拳斎◎  
 同郡上粕屋村 山口 書輔◎  
 同郡上粕屋村 山口左七郎郎  
 淘綾郡大磯駅 中川 良知◎  
 同郡国府本郷村佐藤市太郎◎  
 同郡万田村 出縄善太郎◎  
 同郡同村 真壁英太郎◎  
 代山口左七郎郎

大住郡南金目村猪俣道之輔印  
同郡同村 森 鏗三郎印

元老院議長 佐野常民殿(注3)

これは甲申事変に対する建白書であるが、署名を見て明らかのように湘南社社員である。彼らは14年の政変を経験することによって明治政府を“官民両権主義”から“官権主義”へと変質したと認識したはずである。かれらの居村は「貨彈キ、民窮シ、産ヲ破リ、家ヲ傾クルモノ数フルニ勝ユ可ラス、甚シキハ党ヲ建テ、衆ヲ聚メ債主ニ迫リ」という状況であるにもかかわらず、あらゆる犠牲を払い、開戦に伴う負担に応え、清国との開戦をせまるのは何故であろうか。こうした変化を従来の民権運動史研究は多くは民権から国権への変質として説明してきた。こうした解釈には、民権運動に対する研究者の思い入れが色濃く反映しているように思える。この建白書にみられる国権意識は、彼らの民権意識と同様、彼らの意識の一側面として理解すべきであろう。私は二重の誤りを犯していた。一方ではこれまでの研究史の純化論的発想にひきずられていたこと、他方彼らの豪農層の学習で獲得した知識が即彼らの政治的社会的行動を支えていたと考えていたことである。彼らの獲得した知識と彼らの現実的存在との矛盾にこそ目をむけるべきであった。

(二)

神奈川の民権運動の特質を把握するには、それを支えていた豪農層の意識を彼らの存在との関係をどのように意識化していたかを維新时期から民権期まで検討しなければならないが、今の私にはこれを全面的に展開することができないので、とりあえず維新当初彼らをとりにまく地域の状況と国家をどのように意識していたかを郷学校設立の趣意書を検討することで考えてみたい。

郷校趣意書

(前略)

今也同文化開ノ時運豪農富商ハ猶更孤寡孽子ニ至リ一夫モ王化漏レ候ハ一郷ノ不幸ナリ、願ハ孝悌ヲ教、仁義ヲ説論、聖經ノ一斑ヲ窺知セシメ、温厚淳朴里仁ノ風ニ移ラセ度兼テ志願罷在候処、昨三月巡部君伝上謝曰ク、設立郷校風化ヲ振揚人材ヲ教育シ、究乏無之無告ノ者ニ至ル迄王化ヲ知ラシメヨト、拙等観欣喜躍速ニ同義ヲ募リ教師ヲ招来、仮リニ梵字ヲ以校舎トス、遠近ニ布告シ、周旋勸督会期ニ至リ老少入校聴講ノ徒殆百ヲ超越ス、自後継続幼者休暇ニ註誦ノ声ヲ挙、老者念仏ヲ止メ五倫ノ義理ヲ暗誦ス、王化ノ波及置郵ヨリ速ナリ、是以村々輪番交換梵字以校舎トス、即今図師郵小西ヲ以仮校トス、如何トナレハ村々ノ老幼聴ニ便ナラシメ、親近スレハ潛浸浹洽自然ノ薰陶著明ヲ以ナリ、

且又野人ノ学ハ都邑ト異塗ナリ、都邑ハ簪紳子弟吏人ノ孫子ニ至リ勤学篤志材ヲ達シ、器ヲ成シ、廟廊ニ長裾ヲ曳ヲ専務トス、是以其学古ヲ去、新ニ就キ、知識ヲ開明シ、時務ニ適スルヲ簡要トス、野人ハ則チ是レニ異ナリ農工商各自專業ノ無キ者ナシ、苟モ箕裘ヲ壞ラス税役相共公私兼全ヲ得以テ貴トシトス、惟放蕩遊戯怠惰博奕ヲ以父兄ノ教ニ反戾シ、失廢破産ノ者少ナカラス、幼ヨリ蒙昧習ヒ性ト成、不知不識嗜慾ニ汨没スルヲ以テナリ、是故ニ休暇ハ以入校素読聽講先哲ノ善言徽行ヲ以漸積シ、孜々兀々善事ヲ以日ヲ終ヘシメ、余ハ日毎ニ本業ニ適從シ、秉彝ノ良心ヲ保タシメ、敢テ不良ヲ覚知セス、自幼至老邪路ニ馳ルナカラシム、庶幾ハ誠実ニ成立シ、忠順ニ定省シ、碎罵聞牆ノ惡風ヲ去リ、扇枕懷橘ノ良心ヲ尽サン歟、然レハ自後一郷一刑ヲ少フシ、偏鄙孝子ヲ發生セン、惟レ最モ拙等ノ懇願スル所ナリ、雖然時異風移リ人才門閥ヲ論セス拔擢微庸草莽ニ及ヒ候ノ時敏捷穎脫ノ才ヲ英育等閑古轍ニ羈縛致置候ハ王化ヲ俎ムニ異ナラス、依テ特科ニ国史歴学洋書ヲ設、驥子麟童異日發達ノ望アル者督学致サセ、勉勵研究一日煖メ十日寒スルノ徒勞ナク、勤学勉強智見発開成業ヲ遂ケ、国家ニ賢勞致サセ度即今周旋勞力罷在候、右ハ一ハ以郷里ヲ善良ニシ、隣里相保シ、歆愛和睦ニシテ訴訟鬭争刑辟ヲ踵ムモノ希少ニシ、一ハ以人才英育シ、国家ノ一助ニ致シ度（後略）（注4）

彼らにとってもっとも切実な問題は「放蕩遊戯怠惰博奕ヲ以父兄ノ教ニ反戾シ、失廢破産ノ者少ナカラス」という地域の状況であった。幕府の倒壊による荒廃した地域秩序の恢復は彼らにとって必須の課題であったが、そのために動員されたイデオロギーは「孝悌」「仁義」といった儒教であり、それによって「温厚淳朴里仁ノ風」を実現しようとした。この限りにおいては近世の農村復興にもよくみられたことで目新しくないが、ここでは共同体内の日常的な問題が国家との関係において位置づけられ、近世とは根本的に異なる意義を有している。一方で「箕裘ヲ壞ラス税役相共公私兼全ヲ得以テ貴トシト」する「野人」の教育と他方「国家ノ一助」目的とする「人才」養成を自らの課題としているところに、国家との関係が彼らの存在の不可欠な要素として自覚されていることをしめしている。奥田晴樹氏の云う「中央集権的『地方』行政の在村的荷担者」(注5)としての特質をよくしめしている。維新当初に獲得したこうした国家観をもつ豪農層が開明派地方官と出会うことによって「官民両権主義」を成立せしめると考えられる。そして、彼らは地方政治への参加、自由民権思想の獲得によってより一層国家との関係を自覚した。ところが、彼らの直面したのは明治政府の“官権主義”への転換であった。湘南社の政府論に見られるように、彼らの国家観は自由民権思想の獲得、専制政府との対決によって変化したかにみえる。しかし、甲申事変に対する建白書で見られるごとく、心情的な一君万民的な運命共同体的国家観は変容を受けなかったようにもみえる。

(三)

従来の研究史は開明派地方官による地方政治への参加、嘯鳴社をはじめとする都市民権派の啓蒙をへて民権運動の担手としての成長が説かれ、組織的には産業結社・学習結社から政治結社へ、又は学習結社・産業結社・政治結社から政党への発展として論ぜられている。『神奈川県史 通史編4』は様々な結社の誕生を意義づけて「自主対等の対等の組織原理に基づいて社を結成し、自主的な諸活動を展開することにより、自己の成長、地域の発展、ひいては日本の在り方を模索しようとする精神の誕生である。」(390頁)と述べている。これでは、前述のした湘南社の政府論と建白書との関係を民権思想の変質としてしか説明できない。

豪農層の秩序意識の具体的表現として結社の在り様を検討することにしたい。結社で注目したいのは五日市の学芸講談会である。

学芸講談会盟約

第一章 会 則

第一条 (略)

第二条 本会ハ万般ノ学芸上ニ就テ講談演説或ハ討論シ、以テ各自ノ知識ヲ交換シ、気力ヲ興奮センコトヲ要ス

第三条 本会ハ現今ノ政事法律ニ関スル事項ヲ講談論議セズ

第四条 本会ハ時時他ヨリ高尚ノ人物ヲ聘シ、講談演説ヲナサシム

第五条 会員ハ各自知識ヲ計ラン為メ本会ニ備ヘ置ク書籍ヲ閲読スルヲ得  
(但書略)

第六条 会員タルモノハ品行ヲ方正ニシ、世ノ信ニ背カザランコトヲ要ス

第七条 本会ハ当分ノ内五日市町ニ本組ヲ設ケ、各地ニ支組ヲ置ク、但シ各地方ノ名称ニ従フ

第八条 本会ノ主義ヲ拡張センタメ時トシテ遊説委員ヲ各地ニ派出スルコトアルベシ

第二章 細 則

第九条 会務ヲ整理センタメ公撰ヲ以テ正副名主各一名、年寄五名、勘定方二名、組頭若干名ヲ置ク

(款略)

第十~第十八条 (略)

附則

第一条 凡ソ人ハ公平無私ニシテ人ヲ愛ス己ノ如クナルベキハ固ヨリ論ナク、殊ニ我会員ハ俱ニ共ニ自由ヲ開拓シ、社会ヲ改良スルノ重キニ任シ、百折不撓千挫不屈

ノ精神ヲ同クスルノ兄弟骨肉ナレハ、特ニ互ニ相敬愛親和スルコト一家親族ノ如クナルベシ

第二条 会員ハ互ニ艱難相救ヒ緩急相援ケ、疾病災変ノ事アレバ相互ニ慰安スベシ

第三条 会員ニシテ会外ヨリ被告セラルハコトアレハ、其民刑大小ヲ論セス、必ス先ス之ヲ本会ノ組頭ニ告ケ、組頭之ヲ年寄ニ謀リ、年寄之ヲ会員中法律ニ明カナル者ト特議シ、以テ其答弁方ヲ指諭スヘシ

第四条 会員中相互ニ起訴スベキ事件アレハ、其民刑大小ヲ論セス、必ス先ス之ヲ本会ノ組頭ニ訴ヘ、組頭之ヲ年寄ニ議シ、年寄之カ調停勸解或ハ審理裁判ヲナス可シ

第五条 若シ調停勸解或ハ審理裁判ヲ以テ不当ナリト思惟スルトキハ、双方共更ニ之ヲ政府ノ法衙ニ鳴ス亦固ヨリ妨ケナシ

第六条 会員ニシテ会外ヨリ本会ニ被告セラレシトキト雖トモ亦第四条第五条ノ例ニ従フ

第七条(略)(注7)

85年6月の「県史を学ぶ会」でこの盟約を討議した際、この附則が村請制村落時代の慣習をそのまま踏襲されていることを示し、会の役職名に名主、年寄等を使用していることは単にそれが名称だけの問題でないと云うことが確認された。(注8)

この盟約で注目したいのは、共同体的所有から私的所有の時代へ突入した一その最大の事業が地租改正であり、彼らはそれに積極的にかかわった(注9)一にも不拘にもかかわらず、彼らが村請制時代の慣習を維持しようとした意味である。一方から見れば、彼らは社会的問題解決能力を自ら持とうとしているとも、また、言葉換えれば新しい秩序=自治の萌芽とも言える。ただそれが私的所有時代に見合う形で提起できていないのである。

融貫社規則(注10)を見ると政治的目を明確に掲げ(第一条)、本社を設置場所にも表れているように地域的拘束から自由であること(第二条)、機関誌の発行(第四条)、常設の事務局と専従職員を置き、執行体制ができ(第十六条、第十七条)極めて政党的色彩を強くもっていることが窺われる。これと学芸講談会盟約と比較すると、政治化することによって地域性を喪失し、当初持とうとしていた社会的問題解決能力をも失うことになってしまい、本来新たに提起されるべき自治への契機を失ったと言える。

#### (四)

ここで再び湘南社の政治論と甲申事変に対する建白書との関係を考えてみたい。前者に示めされている政治的急進化即ち明治政府の“官民両権主義”から“官権主義”への転換として把握は人民主権論的政治論に支えられていた。しかし、これは当面の政府批判であって

も、「官民両権主義」批判ではなかった。

一方で社会的問題に対する無自覚化しながら、他方で国会開設という政治的要求を掲げ、急進化するところに彼らの民権主義の矛盾があった。自らの経済行為の結果として社会問題即ち困民党に直面することによってそれまでの予定調和的秩序観から自らの矛盾的地位を自覚していくことになる(注11)。困民党と対決することで彼らが階級的な自覚をもつに至ったことは困民党と自らを区別し、「某等不敏ト雖トモ多少ノ財産ト信用トヲ有スル者ニ候」(注12)と地域の支配者の一員としての自負にもうかがえる。

維新当初においては彼らの秩序意識は一君万民的運命共同体的国家を主軸にして再編成された。そこでの国家観は民族国家としてのそれであり、民権思想は彼らの国家内における政治的地位の合理的武器として大きな影響を与えたが、民族国家としての国家観にはさして影響を与えなかったのではないだろうか。彼らが自らの経営を維持・発展させようとして困民党騷擾に直面し、階級的自覚を持った。そして、この混乱した秩序に、さらに対外的に危機に直面したとき、再び運命共同体的国家観が自覚的に彼らを捉えたのではないだろうか。

注1 「初期神奈川県政と民権運動」(『大阪事件研究』第3号、1985年12月1日)。

注2 『地租改正関係農村史料集』所収「山口書輔文書」。

注3 国立公文所館蔵「公文別録 上書建言録一」。沼謙吉「大阪事件と神奈川の自由党」(大阪事件研究会編著『大阪事件の研究』1982年5月刊)参照。

注4 色川大吉編『三多摩自由民権史料集』上巻 96-7頁

注5 「神奈川県(相州)における自由民権運動の特質」(『文紳』清水ヶ丘高校社会科紀要第2号)。

注6 色川大吉編前掲書 193-5頁。

注8 大湖賢一「11月例会の記録」(『自由民権百年』第12号)、拙稿「県史を学ぶ会2月例会の記録」(『京浜歴科研会報』第15号)。

注9 県令野村靖は太政官布告四八号の不当性を主張した建白書の中で次のようにいっている。

地租改正ノ挙アリシヤ賦ニ厚薄ノ弊ナク民ニ勞佚ノ偏ナカラシムルノ旨ヲ以テ其税法ノ公平画一ニ帰スルヲ主トス然ルニ其業タル至難ニシテ丈量伸縮収獲多寡利子肥糞運輸相場其他自作小作ノ別等毎村状ヲ異ニシ毎区趣ヲ別ニシ彼ニ平ヲ得ルモ此ニ其均ヲ失ヒ至処苦情ノ声聞カサルモノナシ是皆其力ノ堪ヘサルニアラサルモ比較其当ヲ得ル能ハサルヲ以テナリ而シテ特ニ広大恩恵ノ 聖旨ヲ戴キ有司ノ勉強ト人民ノ恭順トヲ以テ遂ニ能ク其事ヲ了ス、



注10 色川大吉編前掲書 335~7頁

注11 “官民両権主義”時代の官と民関係を象徴しているのが真土事件であり、前者即ち県令野村靖はこの事件を共同体的所有から私的所有への移行における矛盾として把握し、真土事件被告に対する減刑をあくまでも過度的措置とした。しかも法のたてまえを維持し、仁政的恩情によって処理した。にもかかわらず、豪農層も仁政的政治観でこれを当然の如く受け取り、所有の矛盾として認識できなかった。困民党と直面したとき村請制的所有観から離脱することになるのであろう。

注12 前掲注3、沼氏が指摘しているように彼らは殆どが高利貸付会社の社長や有力株主であった。